

「令和6年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業」 業務仕様書

1 業務の目的

和歌山県では、「日本のデータ利活用拠点」としての取組を総務省統計局・独立行政法人統計センターと連携して推進するため、令和3年4月に新たに「和歌山県データ利活用推進プラン」を策定した。

今後、統計的思考やエビデンスに基づく行政を推進していくため、本県が抱える具体的な課題に対し、データを利活用した高度な現状分析を実施し、得られた新たな知見を県の施策に反映する。

2 履行期限

最長 令和8年度末

3 業務内容

県が設定する研究課題について関係するデータを必要に応じて収集し、分析するとともに、問題が生じている要因の分析や課題解決に資する効果的な施策の提案等に関する研究を行う。

(1) 研究課題：和歌山県におけるタクシーの需給状況調査

和歌山県におけるタクシー供給量の分析や他地域の事例等の調査により、和歌山県の各地域におけるタクシーの需給状況の調査研究を行う。

ア 県ホームページで公表している、ハイヤー・タクシー事業者数及び車両数の推移、和歌山県のタクシー輸送実績の推移、和歌山県内事業者別車両数及び市町村別車両数及び1台当たり人口等や受託者が研究を行うにあたり必要なデータを統計的思考により、需給状況の分析を行う。

4 業務実施におけるその他の条件

(1) 県との打合せ

研究の実施にあたっては、適宜、県との打合せを行うこと。

(2) 報告書の提出

受託者は各年度の3月末（ただし、研究最終年度は2月末まで）に、研究の成果について、報告書（分析に使用した資料やデータ、その他の成果品一式を含む。）を電子ファイルで提出すること。

(3) 研究成果報告会への出席

県において研究成果報告会等を開催する場合には、研究代表者は成果発表等に協力すること（旅費別途支給）。

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 3（1）アにおける受託者が研究を行うにあたり必要なデータについては、受託者が収集するものとする。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務を遂行するために県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で対応すること。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、県と受託者において別途協議のうえ対応するものとする。